

ツキノワグマの捕獲に関する取扱い指針

福井県エネルギー環境部自然環境課
福井県農林水産部中山間農業・畜産課

ツキノワグマ（以下、「クマ」という）の地域個体群の安定的な維持を図りつつ人との軋轢を軽減させる有害捕獲^{※1}および個体数調整^{※2}について、福井県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年3月29日福井県告示第107号）、福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（令和7年3月策定、以下、「特定計画」という）および福井県有害鳥獣捕獲実施要綱（令和6年9月4日改正）に定めるもののほか、この指針で定めるものとする。

- ※1 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止および軽減を目的とした捕獲
- ※2 鳥獣の管理を目的とする捕獲等のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲

（１）有害捕獲

ア 考え方

- ・人の生活圏（市街地、集落、農耕地等）での出没（目撃・痕跡）等、人に危害が及ぶ場合またはその可能性がある場合は、人命を最優先とした有害捕獲を迅速に実施するものとする。
- ・クマによる農林水産業等の被害が発生している場合または発生が予想される場合は、適切な防除対策により被害を軽減または防止することが可能であることから、有害捕獲は行わない^{※3}。

※3 クマの有害捕獲については、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限り、市町長に許可権限が委譲されている。

イ 方法等

- ・わな猟（「はこわな」に限る）および銃猟による。
- ・「はこわな」は原則、ドラム缶製もしくはパンチングメタル製とする。
- ・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
- ・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
- ・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
- ・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

ウ 実施体制

- ・原則として、市町が編成する有害鳥獣捕獲隊および鳥獣被害対策実施隊（以下、捕獲隊という）を捕獲従事者とする。
- ・市町は、捕獲隊の中からクマの捕獲経験や技術を有する者を把握するとともに、従事者が不足する場合には、近隣市町と連携し従事者確保に努めること。
- ・捕獲に際し、捕獲許可申請の手続きをはじめ県や警察との連携、地元住民等への情報提供等について、速やかに対応できる体制を整備する。

エ 捕獲個体の処置

- ・人の生活圏で捕獲した個体は原則、捕殺する。ただし、秋季に堅果類等の餌資源不足により大量出沒が発生した際には、コア生息地に棲む個体が一時的に行動圏を拡大させた可能性も考慮し、クマの地域個体群の安定的な維持の観点から、年間の捕獲目標数^{※4}を上回る場合は、放獣の実施も可能とする。

※4 特定計画で定めた年間捕獲目標 嶺北地域 160 頭、嶺南地域 50 頭

- ・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により許可内容に基づき適正に処分すること。
- ・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出沒情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
- ・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。

オ 放獣に関する留意事項

- ・クマの放獣作業は危険が伴うため、原則として麻酔薬等の投与による個体の不動化が可能な場合など、安全に放獣作業が実施可能な体制のもと、次項に留意して実施することとする。
- ・人の生活圏周辺において捕獲された場合など、その場で放獣することが適当でない場合は、コア生息地等の適切な場所へ移動させて放獣（移動放獣）することとする。
- ・移動放獣は原則同一市町内で行うこととする。
- ・移動放獣を行う場合は、事故防止の観点から、原則、麻酔をかけ、可能な限り耳標等により捕獲済認証を施し、クマの性別、体長や体重の計測および撮影を行い、放獣場所に運搬する。また、放獣場所で麻酔が完全に覚めたことを確認し、唐辛子スプレーや爆竹等により嫌悪条件付けを行ってから放獣することとする。その際、周辺の安全確認を十分行い、事故防止に努める。

（２）個体数調整捕獲

個体数調整捕獲は、①管理強化区域での捕獲と②春季銃猟に区分して、事業の目標や実施区域、捕獲頭数、期間、捕獲方法等を盛り込んだ「市町捕獲計画」※５に基づき計画的な捕獲を実施する。

※５ 特定計画に基づき、クマの個体数調整捕獲を目的として各市町が定める計画。鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害防止計画」とは異なる。

ア 考え方

①管理強化区域での捕獲

- ・人の生活圏に接する緩衝地域の山林内（山際から概ね200mの山林内）のうち、地域の出没状況等から人の生活圏への出没を未然に防止するための捕獲が必要と考えられる区域を、市町が管理強化区域として設定し、市町捕獲計画に基づき、個体数密度を減らすための計画的な捕獲を実施する。
- ・管理強化区域を設定する際は、既存の出没情報（目撃、痕跡、人身被害）をもとに軋轢が高まっている地域を確認し、出没抑制対策の実施状況、地形、路網等の状況を考慮して、捕獲の効果が見込まれる区域を選定する。
- ・捕獲事業前後で事業区に隣接する集落への出没件数や捕獲効率の変化、センサーカメラによる撮影効率の変化等をモニタリングし、単年度単位で事業効果を評価することとする。

②春季銃猟

- ・春季（３月から５月中旬までの残雪期）に、緩衝地域において銃を用いた捕獲を行い、人への警戒心を高め、クマによる人の生活圏への出没の抑制を目的に実施する。
- ・春季銃猟は、組織だった高度な狩猟技術等が必要となるため、技術や知見が継承されている奥越地域（大野市・勝山市）に限るものとし、「市町捕獲計画」で定めた実施区域内で実施する。
- ・目視による生息状況調査（出猟カレンダー調査）を併せて実施し、個体数推定に活用可能な目撃効率（SPUE）および捕獲効率（CPUE）のデータを収集する。

イ 方法等

①管理強化区域での捕獲

- ・わな猟（「はこわな」に限る）によることとし、銃の使用は止めさしに限る。
- ・使用する「はこわな」は、ドラム缶製、パンチングメタル製のほか、鉄骨製（通称、田中式）も可能とする。
- ・田中式「はこわな」を使用する場合は、製品の用途や仕様にクマの捕獲が明記され十分な強度を有するものに限定し、既存のニホンジカやイノシシ捕獲用の「はこわな」の流用は認めない。
- ・「はこわな」は、設置前に必ず損傷や劣化がないことを確認すること。
- ・人身被害を誘発しないよう「はこわな」の設置場所には十分留意し、集落住民等へ周知すること。
- ・「はこわな」の設置後は、毎日捕獲の有無を確認すること。
- ・「はこわな」での捕獲の有無の確認には、通信型センサーカメラを積極的に利用し、捕獲従事者の安全確保と捕獲の効率化を図ること。

②春季銃猟

- ・銃猟（ライフル銃もしくは散弾銃を使用）によることとし、単独猟は認めない。
- ・捕獲の効率化と安全確保の観点から、捕獲対象の搜索や捕獲個体の死亡確認の際には、ドローンの使用を推奨する。
- ・クマ以外の鳥獣の捕獲は認めない。

ウ 実施体制

- ・原則として、市町がクマの捕獲技能や実績を有する捕獲事業者への委託もしくは従事者の雇用により実施することとする。
- ・捕獲事業者や従事者は、安全管理や技術向上のための県等が開催する研修を年1回程度受講すること。
- ・捕獲事業に伴う損害を補償するため、事業実施主体である市町が、市町および捕獲事業者、捕獲従事者をカバーした保険に加入することを推奨する。
- ・個体数調整捕獲は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の活動に該当しないことに留意する。

エ 捕獲個体の処置

- ・原則として、捕殺する。
- ・捕殺を行った場合は、埋設、焼却、分解処理、自家消費等の方法により市町捕獲計画や許可内容に基づき適正に処分すること。
- ・捕獲結果は法に基づく結果報告を行うとともに、「ツキノワグマ出没情報収集配信システム」に必要事項を登録すること。
- ・必要に応じてモニタリングや普及啓発のための資料として活用する。
- ・はこわなで錯誤捕獲により捕獲したイノシシ、ニホンジカ等の鳥獣については、市町における捕獲報奨金など、有害獣捕獲事業その他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

H16. 10. 7作成
H17. 4. 1一部修正
H17. 5. 31一部修正
H18. 4. 1一部修正
H22. 4. 1一部修正
H23. 4. 1一部修正
H26. 4. 1一部修正
H28. 9. 14 一部修正
H29. 4. 1一部修正
R01. 10. 1一部修正
R04. 4. 1 修正
R06. 4. 1 修正
R07. 5. 1 修正